

真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、真庭市における特色ある景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の<u>保全及び形成と、急速に普及が進む発電事業に係る再生可能エネルギー源の利用及び蓄電池の設置</u>との調和を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>再生可能エネルギー発電設備等</u> 再生可能エネルギー源を電気に変換する法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー<u>発電設備及び蓄電池(送配電網に接続した蓄電池に限る。)</u>をいう。</p> <p>(3) 事業 再生可能エネルギー<u>発電設備等</u>の設置を行う事業をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地、当該土地にある建築物又は再生可能エネルギー<u>発電設備等</u>からの水平距離が当該<u>発電設備等</u>の高さの2倍の範囲内にある土地若しくは建築物を所有する者をいう。</p>	<p style="text-align: center;"><u>真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、真庭市における特色ある景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の<u>保全及び形成と急速に普及が進む発電事業に係る再生可能エネルギー源の利用との調和</u>を図るために必要な事項を定めることにより、潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>再生可能エネルギー発電設備</u> 再生可能エネルギー源を電気に変換する法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー<u>発電設備</u>をいう。</p> <p>(3) 事業 再生可能エネルギー<u>発電設備</u>の設置を行う事業をいう。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 近隣関係者 事業区域に隣接する土地、当該土地にある建築物又は再生可能エネルギー<u>発電設備</u>からの水平距離が当該<u>発電設備</u>の高さの2倍の範囲内にある土地若しくは建築物を所有する者をいう。</p>

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、次に掲げる事業については適用しない。

(1) 事業区域が抑制区域外に位置する場合において、当該事業区域内の土地の面積(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第19号に規定する地積をいう。次条第1項第3号において同じ。)の合計が500平方メートル未満の事業であり、かつ、再生可能エネルギー発電設備等の高さが13メートル以下の事業

(2) 建築物に再生可能エネルギー発電設備等を設置する事業

(3) その他市長が認める事業

(審議会)

第14条 市長は、真庭市附属機関設置条例(平成31年真庭市条例第16号)に規定する真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業等との調和に関する審議会に諮ってこの条例の目的及び基本理念を推進するものとする。

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、次に掲げる事業については適用しない。

(1) 事業区域が抑制区域外に位置する場合において、当該事業区域内の土地の面積(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第19号に規定する地積をいう。次条第1項第3号において同じ。)の合計が500平方メートル未満の事業であり、かつ、再生可能エネルギー発電設備の高さが13メートル以下の事業

(2) 建築物に再生可能エネルギー発電設備を設置する事業

(審議会)

第14条 市長は、真庭市附属機関設置条例(平成31年真庭市条例第16号)に規定する真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する審議会に諮ってこの条例の目的及び基本理念を推進するものとする。